



鳥取県公報

平成 21 年 8 月 21 日 (金)
号外第 95 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則の一部を改正する規則 (74) (医療政策課) 3

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則の一部改正について

1 規則の改正理由

新規入学者に限定していた鳥取県医師養成確保奨学金（以下「奨学金」という。）の貸付けを受けることができる者（以下「借受者」という。）の範囲を拡げることにより、将来県内で勤務する医師の確保を図る。

2 規則の概要

(1) 奨学金の借受者に、大学の医学を履修する課程に入学し、同課程の第1学年から第6学年までに在学する者を加える。

(2) 奨学金の貸付期間及び貸付総額は、借受者の区分に応じ、それぞれ次のとおりとする。

区 分	奨学金の貸付期間	奨学金の貸付総額
ア 大学に入学した年度に奨学金の貸付申請をした者（大学に入学する前にあらかじめ貸付申請をすることとされた者を含む。）	大学に入学した日の属する月から大学を卒業する日の属する月まで	72月分を限度とする。
イ 大学に編入学した年度に奨学金の貸付申請をした者	大学に編入学した日の属する月から大学を卒業する日の属する月まで	72月から当該奨学金の貸付申請時に在学している学年の数に12を乗じて得た数を減じた数の月数分に、12から大学に編入学した日の属する年度の最初の月から大学に編入学した日の属する月の前月までの月数を減じた数を加えた月数分
ウ ア及びイ以外の者	奨学金の貸付申請をした日の属する年度の最初の月から大学を卒業する日の属する月まで	72月から当該奨学金の貸付申請時に在学している学年の数から1を減じた数に12を乗じて得た数を減じた数の月数分

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、公布日とする。

規 則

鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 8 月 21 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第74号

鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則（平成17年鳥取県規則第119号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には、当該移動項等（以下「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに削除項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、大学（<u>学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学をいい、</u>学校法人自治医科大学を除く。以下同じ。）において医学を専攻する者で、将来県内の病院等（県内の病院（知事（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第13条第2項に規定する福祉保健部長又は鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第6条の規定により設置された医療政策課の長。以下同じ。）が指定するものに限る。）又は県内の普通地方公共団体が設立する診療所をいう。以下同じ。）において医師の業務に従事しようとするものに対し、修学上必要な資金（以下「奨学金」という。）を貸し付けることにより、県内における医師の確保を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第1条の2 この規則において、次の各号に掲げる用</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、大学（学校法人自治医科大学を除く。以下同じ。）において医学を専攻する者で、将来県内の病院等（県内の病院（知事（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第13条第2項に規定する福祉保健部長又は鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第6条の規定により設置された医療政策課の長。以下同じ。）が指定するものに限る。）又は県内の普通地方公共団体が設立する診療所をいう。以下同じ。）において医師の業務に従事しようとするものに対し、修学上必要な資金（以下「奨学金」という。）を貸し付けることにより、県内における医師の確保を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第1条の2 この規則において、次の各号に掲げる用</p>

語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 鳥大一般学生 鳥取大学の医学を履修する課程に特別養成枠推薦入学（鳥取県緊急医師確保対策奨学金貸付規則（平成20年鳥取県規則第75号）第1条で規定する特別養成枠による推薦入学をいう。）及び地域枠推薦入学以外の区分による選抜に合格して入学し、同課程に在学している者をいう。

(6) 略

(奨学金の額等)

第3条 略

2 奨学金の貸付期間は、次の各号に掲げる区分に依り、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、奨学金の総額が次項に定める限度に達するときは、当該限度に達した月までとする。

(1) 大学に入学した年度に奨学金の貸付申請をした者（大学に入学する前にあらかじめ貸付申請をすることとされた者を含む。） 大学に入学した日の属する月から大学を卒業する日の属する月まで

(2) 大学に編入学した年度に奨学金の貸付申請をした者 大学に編入学した日の属する月から大学を卒業する日の属する月まで

(3) (1)及び(2)以外の者 奨学金の貸付申請をした日の属する年度の最初の月から大学を卒業す

語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 平成19年度鳥大特例者 奨学生のうち、鳥取大学の医学を履修する課程に地域枠推薦入学以外の区分による選抜に合格して入学（以下「一般入学」という。）し、かつ、平成19年度における奨学金の貸付申請時に同課程の第3学年から第5学年までの学年に在学していた者をいう。

(6) 平成19年度県外在学生 奨学生のうち、鳥取大学以外の大学の医学を履修する課程に入学し、かつ、平成19年度における奨学金の貸付申請時に同課程の第2学年から第5学年までの学年に在学していた者をいう。

(7) 鳥大一般学生 一般入学し、鳥取大学の医学を履修する課程に在学している者をいう。

(8) 略

(奨学金の額等)

第3条 略

2 奨学金の貸付期間は、大学に入学した日の属する月（平成19年度鳥大特例者及び平成19年度県外在学生にあっては、奨学金の貸付申請を行った日の属する年の4月）から大学を卒業する日の属する月までとする。ただし、貸付金の総額は、72月分（平成19年度鳥大特例者及び平成19年度県外在学生にあっては、72月から奨学金の貸付申請時に在学している学年の数から1を減じた数に12を乗じて得た数を減じた数の月数分。第7条において同じ。）を限度とする。

<p>る日の属する月まで</p> <p><u>3</u> 奨学金の総額は、72月分を限度とする。ただし、次の各号に掲げる者にあつては、それぞれ当該各号に定める月数分を限度とする。</p> <p>(1) 前項第2号に該当する者 72月から当該奨学金の貸付申請時に在学している学年の数に12を乗じて得た数を減じた数の月数分に、12から大学に編入学した日の属する年度の最初の月から大学に編入学した日の属する月の前月までの月数を減じた数（大学に編入学した日が当該年度の最初の月に属する場合にあつては、12）を加えた月数分</p> <p>(2) 前項第3号に該当する者 72月から当該奨学金の貸付申請時に在学している学年の数から1を減じた数に12を乗じて得た数を減じた数の月数分</p>	
<p><u>4</u> 略</p>	<p><u>3</u> 略</p>
<p><u>5</u> 略</p>	<p><u>4</u> 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。